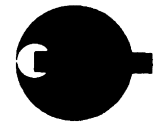


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

（告 示）	〇土地改良事業の施行同意（耕地課）	一	〇障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康増進課）	三
	〇土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	一	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	三
	〇道路の位置指定（建築課）	二	〇林業種苗生産事業者講習会の実施（林業基盤課）	三
	〇右 同	二	〇公共測量の実施の通知（用地対策課）	三
	〇私道の廃止について禁止又は制限する必要があると認められた旨の告示（建築課）	二	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	三
（公 告）	〇障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康増進課）	二	〇右 同	四

告 示

奈良県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年十月二十五日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年十一月二日

協議者	事業名	地区名
下市町長 東 奈良男	水と農地活用促進事業（用排水路）	新住地区

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第二百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 起業者の名称 奈良市
- 二 事業の種類（仮称）奈良市合併記念公園整備事業
- 三 起業地

- 1 取用の部分 奈良市都祁馬場町地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、奈良市都祁馬場町地内における五万四千百平方メートルの土地を起業地とする「（仮称）奈良市合併記念公園整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第三条第二号に掲げる地方公共団体が設置する運動場に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

奈良市は、平成十九年度において、一般会計により必要な財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、公共的施設の適正配置と整備により市民のスポーツ・レクリエーション活動を振興する施設として、（仮称）奈良市合併記念公園を設置するもので、平成十六年に奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会において策定された「新市建設計画」に基づく整備事業である。

（仮称）奈良市合併記念公園の完成により、奈良市の区域に総合的な運動施設の均衡ある整備が実現し、市民のスポーツ・レクリエーション活動の一層の振興が可能となるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

文献調査等によると、本県起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 代替案との比較

本件事業に係る起業地については、奈良市東部山間地域において施設の設置が可能と思われる候補地を選定し、それらの候補地について比較検討した。

その結果、本件起業地が、他の候補地に比べ施設の利便性と経済性について優れていると判断されるため、本件事業用地の選定については適切であると認められる。

(4) 比較衡量

以上のことから、(1)で述べた本件事業の施行により得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。また(3)で述べたように本件起業地は、他の候補地と比較し、最も適切であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、奈良市東部山間地域における運動施設の不足を解決しようとするもので、奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会において策定された「新市建設計画」に整備を進めるべき事業として位置づけられている。また、本件事業は様々な競技に利用できる多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場、フィールドアスレチック施設及びその関連施設を整備するもので、スポーツ・レクリエーション活動の一層の振興を希求する地域住民からも施設の整備が強く要望されている状況であり、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、取用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとめられていることから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(3) 取用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

奈良市役所都市整備部都市計画室公園緑地課

奈良県告示第百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成十九年十一月二日
奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所(平成十九年十月十日現在の地番による。)

五條市二見七丁目六四番ノ一の一部

二 申請者氏名 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛

三 申請者住所 五條市田園二丁目二番地の一

四 道路の幅員 六・〇メートル

五 道路の延長 二〇・六五八メートル

六 指定年月日 平成十九年十月十五日

七 指定番号 建第一九〇一〇号

奈良県告示第百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十九年十一月二日
奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所(平成十九年十月十日現在の地番による。)

香芝市狐井二七番地ノ四の一部

二 申請者氏名 株式会社ヒーバーハウス 代表取締役 川野悠一

三 申請者住所 大阪府平野区喜連西四丁目七番二八号

四 道路の幅員 六・二メートル

五 道路の延長 三一・四七メートル

六 指定年月日 平成十九年十月十七日

七 指定番号 高十第一九〇一〇号

奈良県告示第百六十四号

次の私道の廃止は、建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十五条第一項の規定による禁止又は制限を必要がないと認められた。
平成十九年十一月二日
奈良県知事 荒井正吾

平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 廃止の場所(平成十九年七月三十一日現在の地番による。)

香芝市今泉三八〇番地及び上中二〇番地の各二部

二 申請者氏名 社会福祉法人郁慈会 理事長 服部安司

三 申請者住所 北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山四二四四番地

四 道路の幅員 四・〇メートル

五 道路の延長 五〇・五〇メートル

六 廃止年月日 平成十九年九月十八日

七 廃止番号 建第一九〇一〇号

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)として次のとおり指定しました。
平成十九年十一月二日
奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
さかもと薬局南田原店	生駒市南田原町八三二一	平成十九年九月一日
サン薬局天理南店	天理市西井戸堂町四五五二	平成十九年九月一日
シヨトウ薬局宝来店	奈良市宝来町二七〇一九	平成十九年九月一日

アト薬局	生駒郡斑鳩町興留四一〇一六	平成十九年 十月一日
あおぞら薬局	生駒郡三郷町立野南二八四一一〇五	平成十九年 十月一日
エーベル薬局大和高田店	大和高田市東三倉堂町八番二二二	平成十九年 十月一日
南都薬局	五條市野原西二一九一三三	平成十九年 十月一日

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。
平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ゆつき薬局	奈良市東紀寺町二一〇一二二	平成十九年 九月二十日
エーベル薬局大和高田店	大和高田市東倉堂町八番二二三	平成十九年 九月三十日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構
- 三 代表者の氏名
上中 信幸
- 四 主たる事務所の所在地
奈良市四条大路三の一四〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、奈良市内に在住する幼児・児童・生徒等に対して、各種体験活動支援や学習活動支援等の青少年健全育成等に関する事業、地域教育プログラムや教育施設の運営の活性化と有効活用をはかるための事業を行い、地域の学びの推進に寄与し、地域の教育力向上を目的とする。

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十二条第一項の規定による林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告します。
平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 講習会の日程等
 - 1 開催日及び場所
（一）開催日 平成十九年十一月十八日
（二）場所 高市郡高取町吉備一番地 奈良県森林技術センター
- 2 講習内容
 - （一）種苗に関する法令 二時間
 - （二）種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

（三）種苗の生産技術に関する事項 二時間

3 講習時間
午前十時から午後五時まで

4 講習対象者
林業種苗法第十条第一項に規定する生産事業者の登録を受けようとする者又はその従業員

- 二 受講の手続等
 - 1 受講の申込みをしようとする者は、平成十九年十二月七日までに奈良県農林部林業基盤課に備付けの受講申込書により申し込んでください。
 - 2 林業種苗生産事業者講習手数料 一万四千円
 - 3 講習会終了後全課程を受講した者に対し、生産事業者講習会終了証明書を交付します。

なお、この生産事業者講習会終了証明書は、生産事業者の登録申請書提出する際に写しを添付しなければなりません。
4 受講者は、印鑑、筆記用具及び昼食を持参してください。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、五條市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。
平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（空中写真画像撮影（平均地上解像度十六センチカラ）、デジタルオルソ画像作成（地上解像度十六センチカラ））及び都市計画図作成（二千五百分の一、一万分の一）
 - 二 測量の地域 旧五條市の区域（空中写真画像撮影及びデジタルオルソ画像作成）
旧五條市の区域の一部（都市計画図作成）
 - 三 測量の期間 平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日まで
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年八月二十七日第八〇一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十五日第六八〇三号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字安部四〇八番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字三吉四番地

井上孝

一 許可番号

平成十九年八月七日第八〇一四五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十五日第六八〇五号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市新町六七番地ノ一及び六七番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市新町六七番地

石田弘敏

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十九年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年四月二十四日高士第一八一二九号

二 検査済証番号

平成十九年十月二十二日高士第六九二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市穴虫一八五七番地ノ六の一部、一八五七番地ノ七四の一部、一八五七番地ノ
七五の一部、一八五七番地ノ八七の一部、一九七一番地ノ二、一九七一番地ノ七、三
三六二番地ノ一及び三三六二番地ノ二の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手九八二番地ノ四

吉村テル

吉村テル

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三一一二〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七三三三代

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。